

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年3月8日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000226号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000077号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成22年5月25日、平成23年6月10日及び平成24年5月25日は150万円、平成25年6月10日は84万円に訂正することが必要である。

平成22年5月25日、平成23年6月10日、平成24年5月25日及び平成25年6月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年5月25日、平成23年6月10日、平成24年5月25日及び平成25年6月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年5月
② 平成23年6月
③ 平成24年5月
④ 平成25年6月

厚生年金保険の記録によると、請求期間①から④の各期間にA社から支払われた賞与について、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④について、A社から提出された賞与支払計算書、賞与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳並びに金融機関から提出された取引履歴により、請求者は、同社から請求期間①から③の各期間は標準賞与額の上限額である150万円、請求期間④は84万円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は250万円、請求期間②は388万円、請求期間③は300万円、請求期間④は84万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は11万7,780

円、請求期間②は12万435円、請求期間③は12万3,090円、請求期間④は7万417円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、請求期間①から④に係る賞与の支払年月日については、上述の賞与支払計算書及び取引履歴により、請求期間①は平成22年5月25日、請求期間②は平成23年6月10日、請求期間③は平成24年5月25日、請求期間④は平成25年6月10日とすることが妥当である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成22年5月25日、平成23年6月10日、平成24年5月25日及び平成25年6月10日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000230号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000078号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成20年9月2日から平成20年8月11日に訂正し、平成20年8月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成21年3月31日から平成21年4月1日に訂正し、平成21年3月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成20年8月11日から同年9月2日までの期間及び平成21年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年8月11日から同年9月2日までの期間及び平成21年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年8月11日から同年9月2日まで
② 平成21年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に平成20年8月11日に入社し、平成21年3月末日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録は、平成20年9月2日資格取得、平成21年3月31日資格喪失となっており、請求期間①及び②の厚生年金保険の記録がない。

給与明細書からも厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、請求期間①及び②を年金の給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された雇用保険受給資格者証、給与明細書及びスケジュール帳並びに元事業主及び同僚の陳述から、請求者は請求期間①においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②について、雇用保険の記録、請求者から提出された平成 21 年分給与所得の源泉徴収票、離職証明書、給与明細書及びスケジュール帳並びに元事業主及び同僚の陳述から、請求者は請求期間②においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、請求者の請求期間①及び②に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額から 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 20 年 8 月 11 日から同年 9 月 2 日までの期間及び平成 21 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間の請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回答しているが、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得年月日が平成 20 年 9 月 2 日、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失年月日が平成 21 年 3 月 31 日となっていることから、事業主から資格取得年月日を平成 20 年 9 月 2 日、資格喪失年月日を平成 21 年 3 月 31 日としてそれぞれ厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成 20 年 8 月 11 日から同年 9 月 2 日までの期間及び平成 21 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（平成 21 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000158号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000075号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和63年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成30年12月1日から平成31年4月1日まで

A社に平成30年12月1日に入社後、営業職として勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたが請求期間の年金記録がない。請求期間を厚生年金保険の被保険者として認め、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

本事案に係る訂正請求日において、請求期間は厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法に基づき、請求者が、請求期間において厚生年金保険被保険者の資格要件を満たしていたか否かに加え、本来、記録されるべきはずの被保険者資格取得日等が明らかであるか否かにより、記録訂正が認められるかを判断することとなる。

請求者から提出された平成31年1月給与明細書及び業務内容に係る事業主とのライン履歴等の資料(以下、併せて「請求者提出の資料」という。)から、請求者がA社に係る業務を行っていたことがうかがえる。

しかしながら、請求者提出の資料からは、請求者の請求期間における明確な勤務日数及び勤務時間を特定することができず、請求者がA社の労務管理のもと、常用的使用関係があったと読み取ることができない。

また、A社は、日本年金機構により事業実態が確認できないと認定され令和元年11月13日付けで適用事業所でなくなっている上、事業主は所在不明で連絡が取れず、請求者の入社日、勤務形態、勤務日数、勤務時間及び報酬額等について確認できる資料が得られない。

さらに、日本年金機構は、60日以上の上及を伴う厚生年金保険被保険者の資格要件に係る事実確認において、やむを得ない理由により事業主からの証拠書類(雇用契約書、出勤簿、賃金台帳等)が確認できない場合は、請求者の提出した

証拠書類により取り扱うこととされているところ、請求者提出の資料からは厚生年金保険被保険者の資格期間について判断することは困難である旨回答している。

加えて、公共職業安定所は、請求者のA社に係る雇用保険の記録はない旨回答している。

また、金融機関から提出された請求者に係る入金記録により、請求期間の一部について、A社及び代表者名義で入金記録があったことは確認できるものの、課税庁から提出された令和元年及び令和2年に係る市民税・県民税照会回答書によると、A社に係る給与収入及び社会保険料が含まれていないことが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間について、日本年金機構に対して厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書を提出しており、日本年金機構は、令和元年12月13日付けで請求者が請求期間に被保険者であった事実確認ができなかったとして、当該確認請求書を却下しているところ、請求者は、日本年金機構の処分を不服として、その処分の取消しを求めて東海北陸厚生局社会保険審査官に対して審査請求を行っており、東海北陸厚生局社会保険審査官は、令和2年10月*日付けで日本年金機構の処分は妥当であるとして、その請求を棄却している。

以上のことから、請求者が、請求期間において、厚生年金保険被保険者となる要件を満たしていたものと認めることはできない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び報酬額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000203号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000076号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のE事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和51年8月頃から昭和52年5月頃
② 昭和52年7月頃から昭和54年12月頃
③ 昭和55年10月頃から昭和56年3月頃
④ 昭和56年4月頃から昭和58年7月頃

昭和51年8月頃から昭和58年7月頃までの期間に勤務した事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間①はA事業所、請求期間②はC社、請求期間③はD社、請求期間④はE事業所に勤務した。各事業所の勤務期間を正確には記憶していないが、正社員として勤務したので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、B社から提出された出勤簿及び同社の回答により、請求者は、昭和51年9月27日から昭和52年6月25日までA事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、B社の法人成立日は、昭和55年2月1日であり、請求期間①当時の従業員数は、上述の出勤簿により、請求者を含む2名又は3名であったことが確認できることから、請求期間①当時、A事業所は厚生年金保険の強制適用事業所(常時5人以上の従業員を使用する事業

所)の要件を満たしていなかったと考えられる。

また、請求期間①当時のA事業所について、B社は、個人事業所であり厚生年金保険に加入していないため、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない旨の回答をしている。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者は、C社に勤務していたと主張し、同社における同僚の氏名、事業所の所在地及び業務内容等を具体的に陳述している。

また、C社に勤務した同僚の証言により、期間の特定はできないものの、請求者は、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は、昭和49年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間②当時、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、同社で勤務した同僚は、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった旨の陳述をしている。

また、同僚がC社の事業主として氏名を挙げる者は、連絡先が不明のため照会を行うことができず、同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったものの、回答を得ることができないことから、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間③について、請求者は、D社の同僚の回答及び請求者が記憶している同僚のオンライン記録により、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D社は、商業登記簿謄本によると、平成19年3月*日に破産手続終結しているところ、同社の元事業主は、請求期間③当時の事業主に確認したものの、請求者を記憶していない旨の回答及び陳述をしている。

また、請求者が記憶している同僚は、請求期間③当時にD社の厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、既に死亡しており照会することができず、請求期間③当時、同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったが、請求者の勤務期間及び雇用形態等は不明である旨の回答をしていることから、請求者の請求期間③に係る勤務実態について、確認することができない。

さらに、D社の元事業主は、同社は法的に清算済みであり、関連資料は保管していないと回答していることから、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険

料の控除について確認することができない。

加えて、請求期間③に係るD社の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番はなく、請求者の氏名は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 請求期間④について、雇用保険の記録によると、請求者は、当該期間のうち昭和57年4月1日から昭和58年7月20日までの期間において、E事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、E事業所の事業主は、請求期間④当時の事業主が死亡しており、資料も保管していないことから、請求者の昭和56年4月から昭和57年3月までの勤務実態については確認できない旨陳述している。

また、E事業所は、請求期間④当時、厚生年金に加入していない旨回答しており、オンライン記録によると、当該期間に厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、E事業所は、資料は保管していないが、請求期間④当時は、厚生年金保険に加入していないため、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない旨の回答をしている。

このほか、請求者の請求期間④に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたと認めることはできない。